

Title	アメリカ革命とジョン・ロック：アメリカ革命政治思想史研究の一視角(四)
Sub Title	The American revolution and John Locke : a discussion of political thought in the American revolution (4)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yuhtaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.2 (1998. 3) ,p.1(201)- 24(224)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカ革命とジョン・ロック

—アメリカ革命政治思想史研究の一視角(四)一

大森 雄太郎

第二章 タウンゼント論争と「平穏の時期」、一七

六七年—一七七三年

(四)

さて最後に、この時期の植民地人が、本国に対する彼らの抗議や抵抗運動を、ロックの抵抗権論によつて概念化しようとした局面を見てゆこう。

この時期の抵抗の運動とレトリックは、全植民地的に見るならば、基本的には印紙法危機の段階とあまり違はない。植民地はなお、穩健な形態の反対運動を展開していに過ぎず、請願を行つたり、せいぜいのところ不

輸入運動を組織したに過ぎない。ロックの政治論を援用した著作者たちでさえも、多くの場合、ロックのラディカルな抵抗権論に訴えることには躊躇していた。いづれにせよ、「延臣による陰謀」という非ロック的な観念が、植民地人の間に広がり続けており、しかも、彼らの抵抗の制度上の対象は、「邪悪な延臣」によつて誤導されていると見なされた本国議会であった。そして、全植民地的に見るならば、基本的には、国王はまだ抵抗の視界に入つてきてはいなかつた。⁽¹⁾ ロックの抵抗権論によつて植民地の抵抗運動を正当化した著作者たちにしても、若干の例外はあるものの、印紙法危機におけると同様に、本来のロック的意味において「統治の解体」が生じたとは信じていなかつたし、「天への訴え」によつて武器を取ることを提唱していたのではなかつた。

しかしながら、ロック的抵抗権論者たちの議論の中に、新しい局面が現れつつあつた。最も重要な事柄は、一七

七〇年にタウンゼント諸関税が廃止された後のボストンにおいて、「統治の解体」の言語が、植民地独立国家論の枠組みの中で語られ始めたことである。ボストンのラディカルな著作者たちにとつて、抵抗運動は、一個の政治的共同体による、統治契約を破つた他の政治体に対する抗議の運動となりつつあつた。そして同様に重要な事柄は、ボストンにおける抵抗のイデオロギーの中で、国王のイメージが変化しつつあつたことである。この変化のプロセスは逆説的である。前節で検討したように、一方で国王大権の機能が、国王大権型の植民地独立国家論や、ロック型であれ国王大権型であれ、独立国家論の上に成り立つイギリス帝国国家連合論によつて、いやおうなく過大視されるようになりつつあつた。しかし他方で、ラディカルなボストン人の間では、国王こそが「イギリスによる抑圧」の真の原因として現れつつあつたことも事実である。抵抗のイデオロギーの標的は拡散しつつあつた。しかし、この様にアンビバレンツなプロセスの中で、抵抗運動のイデオロギーは、植民地独立国家論の前提に立つて、国王による契約違反を非難した独立宣言のレトリックに近づきつつあつたのである。以下、本節ではまず、抵抗運動のレトリックの変らなかつた側面を

見てゆき、次にボストンを中心として現れつつあつた新しい局面を検討してゆきたい。

全植民地的に見るならば、抵抗運動のセンティメンツがいまだ穩健であったことを示している典型的な例は、まさに全植民地的な抵抗を組織しようとしたジョン・ディキンソンである。ディキンソンは、この時期に植民地で最も広く読まれることになつた『ペンシルヴェニア農夫の手紙』において、植民地の分離・独立を招きかねないラディカルな行動に対しては慎重に対処するよう、と要請している。彼もまた、母国イギリスの繁栄は植民地の経済力に依存しているとか、七年戦争は母国の利益のために植民地の犠牲において遂行されたといった、植民地人に共通して見られる意見を共有していた。しかし、このような意見を持つていたにもかかわらず、ディキンソンはなお、イギリスとの結合が植民地にもたらしていく利益を強調したり、植民地が独立するならば、新たな政府を設立する際に負わねばならない巨大な負担に注意を喚起している。ディキンソンは、平和的な反対運動の路線から逸脱することを本性的に恐れていたのであつて、彼はこの立場を一七七六年春に至るまで一貫して維持し続けている。⁽²⁾

抵抗運動の著作者の中には、ラディカルな活動分子の意図に対して懸念を表明する者さえいた。例えば、一七八六年に不輸入運動を唱導したニュー・ヨークのある著

作者は、イギリスがその帝国政策を変更しないならば、植民地においてますます増幅しつつある反本国感情が、「乱暴な者たち」を勇気づけて、アメリカを独立に向かわしめるのではないか、との不安を表明している。この著者は、「抵抗のための暴力的な手段」を取る前に、「きわめて慎重な」方策や戦術を採ることを唱導している。⁽³⁾

植民地の抵抗運動をロツク的言語で理解しようとした著作者たちでさえも、統治の解体というレトリックを用いる直前でとどまる傾向があつた。かわりに彼らは、受動的服従の原理を否定することによって、抵抗運動を促進しようとしている。例えば、ペンシルヴァニアのウィリアム・ヒックスは、一七六八年という早い段階で、本國議会には植民地の外的規制に関する権限さえないとする点で、例外的に強硬な立場をとっている。彼は、イギリスが植民地人の自然権を侵害し、植民地人を、ロツクによれば権利の侵害者に対する戦争状態に他ならない奴隸の状態に陥しめた、と宣言している。しかし、このよ

うな主張にもかかわらず、ヒックスは抵抗権論を一般論として提示しているに過ぎず、「天への訴え」を唱導してはいない。⁽⁴⁾

このような事態は、ある程度までは、ボストンにおいても同様であった。ボストンにおける抵抗の気運のいまだ穩健な側面をよく示しているのは、一七七一年に行われた選挙の際のジョン・タッカーの説教である。⁽⁵⁾この説教においてタッカーは、宗教的なレトリックとロツク的な言語を融合させつつ、正当な抵抗を「無法な放逸」と「奴隸的服従」の中間点に位置づけようとしている。一方で彼は、正当な支配者に対する人民の恭順を強調しているが、これはマサチューセッツ総会議で行われたこの説教の聴衆を意識したことと思われる。⁽⁶⁾同時に他方で彼は、「專制」についてのロツクの議論を引用しつつ、明らかに本國議会をさして、専制的権威に対する不服従を擁護している。⁽⁷⁾しかし、「人民には抵抗する権利がある」としながらも、抵抗は、彼にとつては、単に「受動的服従と無抵抗という不合理で破壊的な原理」に対する反駁を含意しているに過ぎない。⁽⁸⁾結局のところタッカーは、本國議会に抵抗するのではなく、それに「苦情を述べる」ことを推奨しているに過ぎないのである。⁽⁹⁾

植民地の抵抗運動のセンティメンツが、一般的には、以上のように稳健な範囲内にとどまっていたとはいえ、印紙法危機を通じて抵抗の理論的経験を積んだ著作者たちの中には、統治の解体や天への訴えといったロック的言語を、あえて使用した著作者たちもいた。繰り返して強調しておくならば、危機のこの段階ではまだ、植民地におけるイギリスによる統治の正当性が解体したと信じるものは少なかつたし、イギリスからの完全分離を、少なくとも公然と主張する者は皆無であつた。従つて、「天への訴え」も本来のロック的な意味をまだおびてはいなかつた。しかし、にもかかわらず印紙法危機における同様に、抵抗運動の著作者たちの中には、ロックのラディカルなレトリックをもつて、彼らの政治的思考の枠組みとした人々がいたのである。

例えば、一七六八年三月には、ウイリアムスバーグにおいて、本国議会庶民院を激烈に攻撃する目的で、ロックの抵抗権論が援用されている。「モニター」と題する一連のエッセイを『ヴァージニア・ガゼット』誌上に連載したアーサー・リーが、その第三篇において、専制について論じつつ、政治権力が「無制限の王政の様に、ただ一人に授けられるのはよくない事であるが、それが多数者の手中に付与されるのは、はるかに恐るべき事である」と述べている。⁽¹⁰⁾ ローマやアテネやヴェニスの專制的寡頭支配の例をひきつつ、彼は、「かつて存在した最も恐るべき專制はイギリスの庶民院であろう」と主張している。そして彼は、議論を課税論争の方向に向かつて、「天への訴え」を用いてタウンゼント諸関税への抵抗運動を扇動しようとする。

「庶民院が」人民の財産を取り去る法を制定しても、彼ら自身の財産には手がつけられないであろう。……この様な形態の統治の恐るべき惨禍が持続するならば、ロック氏が天への訴えと呼ぶところのものによらずしては、どんな救済の望みもあり得なくなるであろう。

これに続けてリーは、『統治論第一論文』一六八節を引用しているのであるが、そこにおいて、天に訴える、即ちリーによれば「武力に訴える」究極の決定権が、人民に帰されているのである。

容易に予測されることではあるが、ロイヤリストの著者が、ロックの抵抗のレトリックを、本国議会に対す植民地の抵抗運動への抗議の論法として用いている例

もある。一七六九年の『サウス・カロライナ・ガゼット』に、「フリーマン」の筆名でエッセイを書いたロイ

ヤリストは、「私を糾弾する人々が、市民政府についてロックを読む時、彼らは彼らの時間を浪費している、と結論せざるをえない」と皮肉つて⁽¹¹⁾いる。「フリーマン」は、彼を批判する人々より以上にロックの政治論をよく理解しているとの自負心を持つて、サウス・カロライナ植民地議会の不輸入決議を批判するために、統治の解体の観念に訴えている。著者によれば、問題の不輸入決議は、それによって「社会の多くの構成員が……社会のもたらす共通の利益を剥奪される」故に不正な決議である。この決議を促進したり、これに署名した人々は、決議に反対した人々の意志を無視したことによつて、社会の実質的な部分を代表し得ない別個の代議会をつくり出したのである。『統治論第二論文』一一四節を引用した上で、著者は次のように述べている。

従つて、ロックの原則に照らしてみると、署名者たちは要するに立法部なのである。そしてこの点が明らかであるならば、(本来の合法的な)植民地議会の権力が、これによつて否認され、転覆されていること

になるのである。

ここで「フリーマン」が述べようとしているのは、ロックが統治の内的解体の三要因の第一のものとしてあげている、立法部の不当な改変のことである。普通、植民地のロック的抵抗権論者たちは、第三の要因、即ち立法部(及び後には君主)による信託違反をもつて、植民地の抵抗運動を正当化しようとしている。しかし、その抵抗運動を不当と見なし、不輸入運動の推唱者たちによつて植民地議会が本来の機能を果たせなくなつたと批判する「フリーマン」にとつては、統治の解体の第一要因が説得力を持つものとなつていて⁽¹²⁾いる。『統治論第二論文』においては、立法部の改変も主に君主の不当な行為によつてなされるとされているのであるが、ここで「フリーマン」が論証しようとしているのは、サウス・カロライナの正当な政府が、彼にとつては不当な抵抗運動によつて、転覆されてしまつたということである。

「フリーマン」は、統治の解体のレトリックを、彼の論敵たちのよう^くに本国議会への抵抗を促進するためではなく、皮肉にも、ロイヤリストの観点から見れば、植民地議会がいかに不当な制度となつたかを示すために用いて

いるのである。

さて、一七七〇年四月に茶税を除くすべてのタウンゼント諸関税が廃止されることによつて、マサチューセツツを除くほとんどの植民地においては、本国・植民地間の緊張が大幅に緩和された。しかしその後になつても、ロックの抵抗権論が、今度はより地方的な政治状況の中で援用されているのを見ることができる。ここでは二つの例を検討しておこう。第一の例は、一七七一年秋の『コネティカット・ガゼット』誌において、ノース・カラライナのレギュレイターズに同情的な著作者が、「アマトゥアーヴエリタディス」の筆名で、彼らの挫折した反乱を、「天への訴え⁽¹³⁾」とすることで正当化しようとしている試みである。著者は、レギュレイター運動についての彼の解釈が、「ロック氏のように偉大な理解力をもつ人物の意見」に依拠していることを示すために、適切にも『統治論第二論文』二〇節を引用している。ここでロックが述べているように、ウイリアム・タイロン総督のように「正義を行ふべく任命された人物の手によつて」、被治者に対し「戦争がしかけられた時」、被害者は「彼らの権利を回復するために、地上にどんな訴え場所をも持たないのであつて……このような場合、天に訴

えるという唯一の救済策が残されているだけである」。

もう一つの例は、『ペンシルヴェニア・クロニクル』に連載された「消費税法についての論説」と題する新聞エッセイである。⁽¹⁴⁾ このエッセイは、一七七一年にペンシルヴェニア植民地議会が制定した消費税に抗議するものであつて、同消費税が、商業的利害のみならず農業的利害を有する人々にとつても、必然的にいかに有害となるかを示そうとしている。連載の最後の部分で、著者は、「天への訴え」を、「我々のイギリスとサクソンの祖先たち」が不断の闘争を通じて獲得した「今日のすばらしい法体系」の下で、人民に保証された基本的な権利として提示している。そして、この論点を補強するために著者は、ロックが立法部による信託違反を統治の解体の第三の要因として挙げた、『統治論第二論文』二二二節を引用し、「神が武力や暴力に対しても全ての人々に付与した共通の避難手段」を人民がとる権利、即ち抵抗権を強調している。彼は抵抗権について述べたこの部分を、植民地議会に反対するという主たるテーマとは外見上結びつけないことによつて、植民地議会への抵抗を扇動しているかのような印象を与えることを、注意深くさけようとしている。しかし明らかに著者は、多くの著作者たちが

本国議会に抵抗するために援用してきたロックのレトリックを用いることによつて、ペンシルヴェニア植民地議会に抗議しようとしているのである。

さて、ロックの抵抗権論は、以上のように様々な植民地において、様々なコンテクストで用いられ続けているのであるが、危機のこの段階においては、その表出に明らかな地理的・年代的かたよりがある。地理的には、

ロックの抵抗権論は、ボストンにおいて最も多く援用されている。年代的には、ボストンの抵抗権論者たちは、タウンゼント諸関税の廃止の結果として、一七七〇年一〇月に不輸入運動が瓦解する以前よりは、それ以後のいわゆる「平穏の時期」において、より多くロック的言語に訴えている。この様な年代的かたよりは、抵抗の著作者たちが、印紙法の廃止と同時に「天への訴え」について語ることをやめた印紙法危機の段階とは、明らかに対照をなしている。ボストンは本国・植民地間の闘争の最前線であった。タウンゼント諸関税の廃止後もイギリス正規軍がひき続いてボストンに駐留したことが、「大虐殺」の記憶ともあいまつて、ラディカルなアジテイションを刺激したとも考えられる。あるいは恐らく、不輸入運動の突然の瓦解が、ボストンの抵抗運動の内部に不信

感を生み、ラディカルな分子をして、従来にもましてラディカルな言説を表明せしめたのかもしれない。いづれにせよボストンにおける抵抗の著作物は、タウンゼント諸関税の廃止後に、ますますラディカルになりつつあったのであり、従つてロック的抵抗権の言語も、ますますラディカルなコンテクストで用いられるようになりつつあつた。

例えば、一七七一年一二月の『ボストン・ガゼット』誌上に「ディテクター」という筆名で現れたエッセイは、特定の議会制定法に抗議するためではなく、本国議会そのものが根本的に刷新されねばならないとさえ主張し、⁽¹⁵⁾その主張を裏づけるためにロックの抵抗権論を用いていふ。このエッセイは、「廷臣による腐敗」の観念を、統治の解体のレトリックに組み込んだ興味深い事例である。著者は、イギリス人の自由が執行部と二つの立法部の抑制均衡の上に成り立つとする前提に立つて、「これら三者のいずれかの独立性が失われ」、権力の均衡がくずされるならば、それによつて「ただちに我々の憲法が終焉することになるであろう」と観測する。イギリス本国と植民地で起つたことは、「ペンシヨンをふり撒く政権」が庶民院を執行部に従属させようと企てで

ある。著者はこの事態を、ロックが統治の内的解体の一の原因として挙げる、立法部の不当な改変にあたるとして、次のように主張している。

立法部は、社会の一般的同意や基本的行為によつて設立されたものから変更されることになるであろう。そして、このような変更は、どのような装いをとろうとも、ロック氏によれば……統治の紐帶の完全な解体をもたらすものであり、これによつて人民は、新たな立法権を自ら構築する自由を持つて、無政府の状態に回帰せしめられるのである。

ボストンの抵抗の著作者たちの中で、最も大胆な主張を展開しているのは、恐らくシメオン・ハワードである。ハワードがボストンの民兵团に対し行つた一七七三年六月の説教は、特に注目に値する。⁽¹⁶⁾ 本国議会権力の範囲をめぐつて戦われたハチンソン総督とマサチューセッツ植民地議会の白熱した論戦の後で、またすでに茶法制定の噂が流れている中で、ハワードは民兵团に対して、武力闘争にそなえるようにとアジテイトしているのである。彼は「ガラテヤ人への手紙」第五章第一節の、「従つて

キリストが我々を解放し給うたその自由の上にしつかりと立ちなさい」を彼の説教の主題としているが、この主題は、後の段階に至つて、多く戦闘的な説教師たちが、武力抵抗を唱導するために取り上げることになるものである。ハワードは、聖書的言語と同時に自然権論によつて、武力抵抗がキリスト教の信条に矛盾しないばかりか、場合によつては推奨されるべきものであることを、彼の聴衆に説得しようとしている。そして、この目的のために、フランシス・ハチンソン、ベンジャミン・ハーディ、ジョン・ミルトンなどの理論家を引用している。とりわけハワードは、「自己保全」の原則を、抵抗の正当性を測る唯一の基準として提示することができるようにな。『統治論第二論文』に基づいて、市民社会がいかにして、またいかなる目的で形成されたか、についての彼の議論を提示している。⁽¹⁷⁾

ハワードによれば、人は「非常に破壊的な結果」を招きそうにはない「ささいな権利の侵害」には忍従すべきであるのみならず、権利の侵害が重大であつて、抵抗してかまわない場合であつても、まずもつて、「陳情によってそれを阻止」しようと努力せねばならない。⁽¹⁸⁾ しかし、ハワードのこの論理は、ロックにおけると同様に、

武力抵抗を合理化するために、いわば布石を打つ戦略に過ぎない。というのは、植民地人がすでにこのような「穏やかな方策」を試みたのであるが、それが不成功に終わった、というのが彼の主張だからである。「人々は彼ら自身の生命を保全すべく義務づけられている」のであるから、今や武力による自己防衛は神与の義務となつたのである。⁽¹⁹⁾

自然是確かにこの様に従順な屈服を禁じており、より強力な防衛を声高く命じている。自己保全は、人間精神の最も強力で普遍的な原則の一つであり、この原則が、力に対しては力によつて、暴力に対しては暴力をもつて対抗するようになると、自己防衛に必要なあらゆる手段を取ることを許しているのである。⁽²⁰⁾

しかもハワードは、闘争のより決定的な局面の到来を予想して、次のようにさえ述べている。

我々が、奴隸の状態に屈服するか、我々自身の武器によつて我々の自由を守るか、いづれかを選択せねばならない時が来ることを予期するだけの十分な理由が、

我々にはある。そしてそれは恐らく、我々が想像する以上に早くやつてくるかもしない。⁽²¹⁾

ハワードにおいては、九年前に危機の時代に入つて以来初めて、抵抗のレトリックが現実の武力闘争の意味を帯びるようになつてゐる。このラディカルな説教師は、ロック的な自然権論に依拠しつつ、一七七三年中頃に、すでに革命的な抵抗権論を提起しているのである。植民地の多くの抵抗権論者たちは、とりわけ二年後のレキシントン・コンコードの後になつて、ハワードの後に続いて前線に集結することになるのである。

さて、ここまでのことろ我々は、いかにラディカルな議論が提起されるようになつたとはい、基本的には印紙法危機の段階の延長線上にあつた抵抗のレトリックを検討してきた。全体として見るならば、植民地の抵抗の著作者たちは、同じ議論の枠組みの中で、ロックの抵抗権論を援用し続けていたと言つてよい。しかし一七六七年以後には、植民地の抵抗のイデオロギーに重要な新しい局面が現れつつあつた。第一に、リチャード・ブランドの議論が最も広く受け入れられたボストンにおいて、著作者の中には、全く自然に、植民地独立国家論の基礎

の上に立つて、「統治の解体」を語る者が現れ始めたことである。印紙法危機以来ロックの抵抗権論は、普通には、本国議会が、少なくとも個別の議会制定法において、植民地に対して抑圧的な政策を取つたことによつて、至高の権力としての正当性を失つた、とする植民地の議論を強調するために用いられ続けて来た。この場合、植民地特許状が統治契約を体現していると見なされる際にも、この契約は一個の政治社会内での統治者と被治者の契約と見なされてきた。ところが、一七六七年以降は、ボストンの若干の著作者たちが、イギリスによる抑圧は、本來相互の関係において自然状態にあつた、異なつた独立諸国家としてのイギリスと諸植民地の間の契約関係において、統治の解体を生ぜしめるものである、との議論を提起するようになつてゐる。ロックの移住論が個別植民地独立国家論の形成の決定的なモーメントとなつた事はすでに述べたとおりである。今や、その独立国家論の概念が、もう一つのロック的言語である「統治の解体」と融合しつつあつたのである。

しかしながら、植民地の抵抗の著作者たちにとつて、国王は基本的にはまだ、直接批判の対象とするには、あまりにも畏敬すべき存在であつた。帝国国家連合論にお

いては、独立諸国家はイギリス国王との個別の統治契約を通じてのみ連合体を形成するのであるから、統治の解体が論じられるならば、本来は国王による契約違反が問題とされねばならないはずである。しかし、国王のイメージが、この時期には微妙に変化しつつあつたとはいえ、ほとんどの著作者たちは、この新しい枠組みにおける抵抗権論の論理的帰結を追求する用意はまだできていなかつたのであって、彼らは、国王が源初の契約を破つたことによつて、本国と諸植民地の政治的結合が解消されたとする議論を、注意深く避けようとしている。

植民地独立国家論に立つて統治の解体の観念に訴え、にもかかわらず国王を抵抗権論の中に組み入れることを避けた例として、以下二つの新聞エッセイを検討してゆこう。最初の例は、前節でも検討した、一七六八年の『ボストン・ガゼット』⁽²²⁾誌上にあらわれた「クレリカス・アメリカナス」である。このエッセイは九項目の反語的疑問文から成つてゐるのであるが、最初の五項目において次のような主張を展開してゐる。即ち、第一に、イギリス本国からのロック的移住者が北アメリカの原住民から土地を購入し、そこで新たな政治社会を創出した。

母国との関係においては自然状態にあった。そして第三に、独立国家をなすアメリカの植民者たちは、彼らの自然権のよりよい保全を求めて、源初の契約によつて、イギリスとの間に政治的関係を持つに至つた。従つて、植民地人のイギリスに対する「政治的紐帶や結合や依存や従属」は、全くのところ、「彼らの特許状に含まれている、イギリスとこれらの植民地の間の誓約と契約に基づいているのである」。

以上の様な前提に立つて、著者はこのエッセイの残りの四項目の反語文において、新しい帝国政策は、「我々の特許状に対する公然たる違反でありその無効化」であつて、二つの独立国家（即ち、イギリスとアメリカ植民地）の間の政治的紐帶を解消させるものであり、従つて植民地を本来の自然状態に回帰させるものである、と主張している。これは植民地におけるイギリスの統治の解体を意味するとして、著者は次のような議論を展開している。

我々の特許状の正に枢要部を掘り崩し、植民地人を直接かつただちに奴隸状態に落としめるような手段が取られるならば、……これらの植民地のイギリス帝国と政府に対する政治的紐帶や結合等々が……これによって完全に解体せしめられ、植民地人は自然状態に回帰せしめられるのである。……そしてそうであるならば……国王の代表者と見なされるべきアメリカの植民地総督も、アメリカに住むその他の国王の官職保持者も、コミニツショナーであれペンショナーであれ、オランダの諸国家やその他のどんな独立国家においてもそうであるように、誰も植民地において官職を保持する権利や権威を持たないのである。

以上の主張を補強するために、著者はイギリス本国による契約違反の個別例として、タウンゼント諸関税、ニューヨーク議会停止法、ボストンにおける関税弁務局の設立、ボストンへのイギリス正規軍の駐留、ハーチンソン総督による抑圧的支配等を枚挙している。

イギリス議会か、国王の廷臣たちか、本国政府によつてサポートされた「植民地における本国政府の」代表者たちか、のいずれかによつて、イギリスの側で、

た。というのは、一七六八年の時点ではほとんどの植民地人と同様に、著者はまだ、国王が、植民地で起こりつてある事態を把握するならば、イギリスによる抑圧を除去するであろうとの、楽観的なヴィジョンを持ち得ていたからである。著者がイギリスと植民地の間の契約について述べるとき、理論的に厳密には、国王こそがイギリス側の契約の当事者でなければならなかつたはずである。

しかし彼は、そのようなものとしての国王の権威に一切言及していない。実際この著者にとって、抑圧の原因であり、従つて抵抗の標的は、「本国における国王の廷臣、あるいは植民地における彼の代表者」に他ならなかつた。だからこそ彼は、国王が「恐らく神の天使のごとく、彼の忠実な僕とイギリス憲法の敵とを区別するには十分に賢明であり、全ての邪悪な人間を適時に見つけだして、イギリス政府から追い払う」であろう、との希望を表明することができたのである。国王が彼の廷臣たちを浄化するならば、「イギリスと植民地の政治的結合は、強固で永続的な基礎の上に再建され、確立される」ことになるのである。「クレリカス・アメリカナス」は、ロック型の植民地独立国家論に立つて、統治の解体というロック的言語を用いているのではあるが、「潔白なる国王」

という幻想を抱いていた故に、後の独立宣言におけるロック的・ジエフアスン的結論に行き着いていないのである。彼がその結論に至るまでには、もう一つの苦渋にするであろうとの、樂観的なヴィジョンを持ち得ていた結果、国王の契約的権威の下に成り立つた諸国民の同盟体と見なされるべきであり、との議論である。著者にとっては、この様な帝国觀こそが、「イギリス帝国のた

「クレリカス・アメリカナス」と同じ意味で重要なもう一つの例として、「アメリカ・ソローン」の筆名で、一七七一年初頭の『ボストン・ガゼット』誌上にあらわれたエッセイを見てみよう。⁽²³⁾ 「アメリカ・ソローン」は、「とりわけ、今はなき不朽の、あの名高き愛国者であったロック氏によつて」主張された、「偉大にして基本的な自由の教理」を信奉するとしている。このエッセイにおいては、植民地独立国家論を導く理論的基礎作業は省略されているのであるが、著者は「イギリスとアメリカにおけるいくつかの議会 (parliaments)」の権力の平等性を強調しつつ、「クレリカス・アメリカナス」と同様に、次のような議論を提起している。即ち、植民地は本来独立国家と見なされるべきであり、イギリス帝国は、その個々の構成諸国家が帝国の国王との統治契約を結んだ結果、国王の契約的権威の下に成り立つた諸国民の同盟体と見なされるべきである、との議論である。著者に

めに、理性と諸国民の経験がさし示す、統治の真の「プラン」なのであった。ところが現実には、このプランに反してイギリスが、「アメリカ人」に対して、彼らの同意なくして税を課したのであり、更に悪いことには、イギリスはこの課税を強行するために、ボストンに兵力を送つたのである。このことは、「眞のロック的原則」によるならば、イギリスが帝国の「結合の紐帶」を解体してしまったことに他ならず、それによつてアメリカ人を、「自然の状態」に回帰させたことになるのである。イギリスがこの様な抑圧的政策に固執するならば、

イギリスとアメリカの間の「政治的関係の」解体、「従つて」帝国の解体が、必然的な結果となるであろう。これら二つの事柄は、真昼の大通りのように明白である。従つて、イギリスの廷臣たちや議会が、アメリカ人に対する優越性というばかげた主張によつて、これ以上、人間理性を侮辱しないことが望まれるのである。

以上の様に、「アメリカ・ソローン」においても、植民地独立国家論及び帝国国家連合論のコンテクストの上で、

統治の解体のレトリックが用いられている。しかし著者は、国王を契約の一方の当事者としつつも、決して国王を抵抗の対象として取り込んではいない。かわりに「イギリスの廷臣たちと議会」のみが、起こり得る統治の解体の原因として言及されているだけである。

なお、付隨的なことながら、「アメリカ・ソローン」のエッセイにおいてきわめて興味深い点は、植民地独立国家論の形成を促進し、その心理的下部構造をなしていだともいうべき、いわばアメリカ的分離主義を、一七七二年の時点で、早くもかいま見せていることである。植民地人の間で増幅しつつあつた自主独立のセンティメンツを反映しつつ、また、イギリスからの完全分離・独立をさえ示唆しつつ、著者は次のように述べている。

アメリカ人が今まで耐えてきた侮辱と抑圧は、政治的英知のための学校だったのであり、彼らに多くの重要な教訓を与えて來た。彼らは今や、たつた一突きの方策によつて一個の独立国家を形成し得ることを知つてゐる。……このことは彼らが望みさえすれば即座に成し得ることである。

ほとんどの植民地人にとって、恐らく「アメリカ・ソローン」にとつても、現実の分離・独立は遠い将来の事柄であったにちがいない。しかし、分離・独立のための心理的プロセスは、水面下で進行しつつあつたのであり、その憲政的表現が新しい帝国理論であつたといえる。「アメリカ・ソローン」は、ロックの抵抗権論を用いつつ、トマス・ペインの『コモン・センス』に直接つながつてゆく植民地人の心理を表現しているのである。

さて、この時期の抵抗の著作物に現れる、もう一つの新しい現象は、抵抗権論の構図の中での国王の位置づけの微妙な変化である。印紙法危機においては全てのケイスで、またこの段階に入つてもほとんどの場合、ロックの抵抗権論は、本国議会を批判する目的で、反立法権力のコンテクストで用いられている。しかしながら、この段階の後半期に入ると、とりわけボストンにおいて若干の著作者たちが、ロックの抵抗権論を、反国王権力のコンテクストで用い始め、中にはジョージ三世を公然と告発するために用いるようになつた例さえある。このことは、少数民族も抵抗の著作物が、ロックが『統治論第二論文』第一九章を書いた本来の意図や、ジェファーソンが独立宣言を書いた枠組みに近接して来たことを意味している。

この様な変化は、国王の慈善に対する疑惑の始まりを反映している。実際この時期に、植民地人の間での国王のイメージは、二律背反的な仕方で変化し始めている。一方で、「潔白なる国王」の観念を必然的に含む「廷臣による陰謀」説が、植民地の議論に依然として支配的であつた。植民地人にとって、国王は彼らを苦境から救い出すであろう救済者の存在に他ならなかつた。彼らは、国王が植民地の抵抗運動について、彼の廷臣たちによつて誤った観測を抱かせられてはいるが、「クレリカス・アメリカナス」が一七六八年に述べているように、彼は「神の天使のごとく賢明」であつて、彼こそが近い将来に、植民地の受けている不当な圧迫を除去してくれるであろう、と信じていた。一七七〇年五月の「大虐殺」についてのボストンのタウンの抗議は、国王がボストンの敵に信頼をよせないようにと要請している。⁽²⁴⁾ その一年後には、ボストンで演説をしたジェイムズ・ラヴエルはなお、「我々は奴隸とされたに他ならないが、それも、我々のすばらしい憲法によつて期待できるように、我々の国王の正義を通じて、我々が救済を得るまでのことである」と述べることができた。⁽²⁵⁾

しかも、植民地の憲政的思考における国王権力の位置は、帝国国家連合論の出現によつて高められつつあつた。国王大権型（非ロック型）の独立国家論においては、国王が彼の臣民をイギリス議会への政治的服従から解放する権能を持つ、との主張がしばしばなされている。しかしも、一七七三年のマサチューセッツ植民地議会のように、イギリス領北アメリカのように本国（the realm）外に獲得された領域は、国王が彼の意志によつて自由に処分することのできる国王の所有物である、との議論も展開されている。更に、帝国国家連合論における、国王との源初の契約という観念によつても、国王大権は、ますます過大視されてもいた。多くの植民地著作者たちにとって、本国議会を通じての本国政府の抑圧的植民地政策は、ジェイムズ・ラヴェルの表現を用いるならば、「アメリカの国王としての国王の大権に対する正真正銘の篡奪」に他ならなかつた。⁽²⁶⁾このように植民地人は、議会制定法を通じての本国政府の植民地政策に対抗するために、「議会外の国王」（King without Parliament）の觀念に積極的に訴えていたのである。

しかしながら、同時に他方で、「イギリスによる抑圧」の中での国王の役割についての批判的な觀点が、とりわ

け一七七〇年以後、ボストンのラディカルな分子の間に浸透しつつあつたことも事実である。この様な觀点の浸透は、ポウリン・メイヤーが説明しているように、明らかに、植民地から国王への一連の請願に対し、国王が何も答えなかつたことによるものである。⁽²⁷⁾植民地の国王に対する一連の請願は、国王に彼の廷臣の企てを知らしめるならば、植民地が国王によつて救済されるであろうとの希望の下に、一七六八年から一七七〇年にかけて集中的に行われている。しかし請願運動は何の変化もたらさなかつた。そしてジョージ三世の無策は、植民地に多大な幻滅を感じしめたはずである。植民地人の中には、国王もまた陰謀の一端を担つてゐるのではないか、との疑念を持ち始めたものさえいた。そして、極端な場合には、疑念は憤慨へと変化しつつあつた。例えば、一七七〇年に、タウンゼント諸関税が廃止された直後の『ジョージア・ガゼット』誌上にあらわれた「ベネヴオラス」は、「良き国王は常に彼の人民の苦情を、進んでかつ虚心に聞こうとするものである」と主張している。⁽²⁸⁾そして、古代ギリシアのデメトリウスを例に引きつつ、ジョージ三世に対して次のように警告を発しあえしている。即ち、「彼の人民がいくつかの請願を彼に提出した

が、彼はそれらを即座に上着の内ポケットに入れ、そして、それらを読もうともせずに、橋を渡る途中で、川に投げ捨ててしまった。人民は憤慨に燃え立つて、彼に対する反乱を起こし、その結果彼は破滅したのである」。

国王に対する疑惑は、タウンゼント諸関税の廃止によつても他の植民地のように緊張が緩和されなかつたボストンにおいて、とりわけ強かつた。実際、一七七〇年八月の時点で、サミニュエル・アダムズは、⁽²⁹⁾国王こそが本国・植民地間の闘争の「原因なのであるが、今のところ誰もそれに言及しようとはしていない」と指摘している。⁽³⁰⁾しかし、一七七〇年以後になると、若干のラディカルなボストン人が、公然と国王を批判し始めている。批判の対象は国王の廷臣や本国議会から、国王自身に変化するようになるのであるが、この変化は、植民地における国王官吏への俸給を本国が直接支払おうとする古くからの本国側の企図が、新たな論争を惹起した一七七二年中頃以後に、とりわけ顕著になつてゐる。マサチューセッツの総督と最高裁判所判事の俸給を国王収入から支給するとの告示は、国王が彼の官吏をマサチューセッツ植民地議会の拘束から解放しようとしているのではないか、という不安を増幅させるものであった。一七七二年十二月

には、ボストンの激烈な演説家であつたジョン・アレンが、彼の最も広く読まれたパンフレットにおいて、直接国王を攻撃している。アレンによれば、国王はますます専制的となりつつあるのであって、「君主における恣意的で独裁的な権力は、国民にとつての破滅であり、⁽³¹⁾国王や王位や、そして臣民にとつての破滅である」。⁽³²⁾アレンの一ヵ月後には、エーベナーザー・チャップリンが、国王をして「荒々しい滝」に近づきつつある川に例えている。チャップリンは、「全体の維持と防御のための、政治権力の共通の幹」である国王が信託を破るのであれば、政治権力は人民に回帰せねばならない、とさえ示唆している。⁽³³⁾以上のように、一七七〇年以後は、とりわけボストンにおいて、抵抗の著作物における国王のイメージは変化しつつあつた。しかし、ボストンにおいてさえ、この変化のプロセスは曖昧であつた。全体として見るならば、国王への幻滅は、ボストン人をして国王を公然と批判させれる程、強くはなかつた。ほとんどの著作者たちは、立法権力のコンテクストでロックの抵抗権論を用い続けっていた。若干の例外を除けば、ラディカルなプロパガンティストたちでさえ、反国王権力のコンテクストで「統治の解体」の観念を提起することには躊躇していた。し

かしながら、ボストンのラディカルな分子の間では、抵抗論におけるこの変化を反映する、いくつかの表象が現れている。

一七七〇年以前の植民地においては、国王を批判するためにロックを用いた例はない。しかし、マサチューセッツにおいては、国王は必ずしも、触れてはならない無菌状態にあつたのではない。植民地の印刷業者たちは、折に触れて、本国の反政府的著作者がロック的言語によつて国王を攻撃した本国の新聞エッセイをリプリントしている。例えば、一七六七年一〇月に『ボストン・ガゼット』が、最初は『クラフツマン』に現れたエッセイ

文』一六八節に触発されて、次のように宣言している。
実際、国王が、人民の自由を篡奪したり、何らかの他の悪政をしつこく繰り返すならば、そして我々の君主が彼の議会や人民の声に対しても時々そうであつたように、王位を担う君主が耳をかさないのであれば、憲法のシステムにおいては、何の救済策もないことになる。憲法は君主の頑迷によって破壊され、「人民は、この場合も他の全ての場合と同様に、地上に裁決者を持たない時は、天に訴えなければならないのである」。

を転載しているのであるが、このエッセイは、イギリス憲政を転覆させようとする「三階層」による企てから自らを守るために、イギリス人民が「天に訴える」ことを唱導している。⁽³³⁾著者は、「国王あるいは彼の廷臣による二つの議会議院に対する絶対的影響力」によつて、議会が腐敗せしめられているとし、「議会による奴隸状態」の真の原動力は、ウエストミンスターではなくホワイトホールである、と主張している。このエッセイの標的は明白である。著者は恐らく、ロックが反国王権力のコンテクストで「天への訴え」を提起した『統治論第二論

するために「天への訴え」を唱導し始めた時、彼らには大西洋の向こう側に見習うべき先行例があつたのである。⁽³⁴⁾

植民地の印刷業者が、国王を非難するためロックを用いたもう一つの方法は、一七七年に『マサチューセッツ・スペイ』が行つたように、例えば、『統治論第二論文』から、第一八章、「専制について」の全編を抜き出して掲載するという方法である。ロックは専制を定義して、執行権力であれ立法権力であれ、共通の善を犠牲にして恣意的に支配したり私的な利益を追求する、あらゆる種類の政治権力であるとしている。しかし、第八章は、第一九章、「統治の解体について」より以上に、反国王大権のコンテクストで書かれている。この章でロックが抵抗権を論じる時、それは執行権、とりわけ君主に対する抵抗を意味しているのである。印刷業者は、この記事に導入的なコメントを付して、そこでジョージ三世への直接的な言及は避けているものの、「正当な国王と専制君主」を区別する重要性を強調している。抵抗のプロパガンダにとつてとりわけエネルギーイ』は、国王に対してロック的抵抗権のレトリックを援用する方策を、すでにさぐりつつあつたように思われる。⁽³⁵⁾

反国王大権のコンテクストでロックを用いる、更にもう一つの方法は、マサチューセッツの抵抗の著作者たちによるハチンソン総督に対する攻撃の中に見られる。例えば、「マサチューセッテンシス」の筆名で『マサチューセッツ・スペイ』にエッセイを書いた著者は、同総督を打倒するために「天への訴え」を唱導している。⁽³⁶⁾

著者は、ハチンソン総督がマサチューセッツの人民に対して政治的責任を負つてゐるにもかかわらず、彼の悪政の責任を取らなかつたことによつて、人民の信託を裏切つたと主張してゐる。そして、人民が同総督を除去する権利を持つとの主張を論証するために、著者は、『統治論第二論文』の一四〇節を引用しつつ、「天への訴え」の観念を強調してゐるのである。

マサチューセッツにおいて、ハチンソンは忌み嫌われた人物であつたが、同時に批判の対象とするにはより安全な存在であつた。ラディカルな抵抗の著作者たちは、明らかにこの欽任総督の背後に国王の影を見ていたはずである。この関係を、ジョセフ・グリーンリーフは、一七七一年のハチンソンのマサチューセッツ議会へのメッセージに対する批判の中でさし示している。⁽³⁷⁾ ハチンソンが、憲法と国王の権威を倒そうとしているとして、マサ

チュー・セツツ植民地議会を弾劾しているのに対し、グリーンリーフは「マティアス・スカエヴォラ」の筆名で、国王の権力は単に社会の公共善のためのものに過ぎないと反論している。そしてグリーンリーフは、その主張を補強するために、『統治論第一論文』一六三節を広範に引用しているのであるが、この節においてロックは、君主大権を、人民の公共善のために人民によって信託された権力と定義し、人民が実定法によつて君主大権に制約を付するには正当であると議論している。⁽³⁹⁾

以上のように、ボストンの抵抗の著作者たちは、ジョージ三世を攻撃するために「統治の解体」のレトリックを使用することができる地点に、注意深く接近しつつあつた。普通彼らはその地点の直前でとどまつていた。しかし他者が躊躇する事柄をあえてなす、例外的な事例が常に存在するものである。ここでは二つの例が注目に価する。両者とも一七七一年の春に、新聞エッセイとして現れている。両者とも、明確に、植民地独立国家論の枠組みに立つて議論を開いている。しかも両者とも、独立国家間の統治の解体という観点の中に、国王の役割を含意させているのである。即ち、これらのエッセイは、ロックの移住論をモーメントとして形成された独

立国家論とロックの抵抗権論を融合させ、しかもその上で、国王による統治の解体という視点を打ち出しているのである。

第一の例は、ロック的・ブランド的植民地独立国家論の典型として、すでに前節で検討の対象としたジョン・クリーヴランドの新聞エッセイである。⁽⁴⁰⁾ クリーヴランドは、「ジョハンネス・イン・イレモ」の筆名で『エセックス・ガゼット』にエッセイを書いているのであるが、これは、一七六八年の『ボストン・ガゼット』に掲載された「クレリカス・アメリカナス」の議論を継受し、かつそれをより入念に理論化したエッセイであった。「クレリカス・アメリカナス」は、ロック型の独立国家論に立つて、ロックの抵抗権論を論じた最初の例として重要な例であった。しかし、そこにおいては、批判の対象はまだ、「本国における国王の廷臣、あるいは植民地における彼の代表者」にとどまっていた。これに対してクリーヴランドは、抵抗の対象に国王をも取り込むという新しい展開を開示している点で重要である。

クリーヴランドは次のような主張を展開している。即ち、マサチューセツ植民地は、本国からのロック的移住者たちによって、土地の購入によつて生じた自然状態

に設立された独立国家であり、本国・植民地間の政治的関係、即ち「この植民地の人民の政治的服従は、植民地特許状に含まれている任意の契約に基づいている」のであり、従つて「この契約の両方の当事者はそれによつて拘束されているのであるから、いづれか一方による「契約」違反は必然的に「本国・植民地関係の」完全な解体を意味する」のである。イギリス本国とマサチューセッツ植民地が、相務契約に基づく自発的関係にあるといふ事実は、

道理上、イギリス国王 (his Britannic Majesty) や彼の廷臣たちやイギリス議会全体の記憶に、きわめて強く印象づけられているはずであるから、彼らが契約に違反させないようにするであろう。「もし契約が破られるならばイギリス本国との間の」我々の政治的結合は完全に解体し、我々の政治的服従も終わりをとげる。そして我々は、我々が得ることができると判断するところで保護を求める我々の権利と自由とを完全に所有することになり、その保護によつて、我々は人間として我々に欠くことのできない全ての権利を完全に享受することになろう。

イギリス本国が植民地人の同意を得ない課税政策を続行するならば、本国・マサチューセッツ間の統治契約は解体し、マサチューセッツは源初の自然状態に回帰して、「自己保全」のための保護を本国以外の他の場所に求めることになるのである。

以上のように、ジョン・クリーヴランドは、植民地の抵抗運動を正当化するために、植民地独立国家論の上に立つて、「統治の解体」を語つてゐる。しかし、クリーヴランドの場合には、「クレリカス・アメリカナス」とはちがつて、国王を、植民地人の自然権の保全に対しても責任を持つべき、契約の他方の当事者の少なくとも一部として明示している。しかも彼は、「イギリスによる抑圧」の原因について、多少異なつた見方をしている。上記引用から明らかのように、国王の廷臣や本国議会とともに、国王もまた、統治の解体に責任を持つべき存在として現れているのである。クリーヴランドの国王に対する批判的観点は、この長いエッセイを全体として見るならば、まだいまいではある。しかし、彼の国王批判は、このエッセイの最後の部分に至つて、マサチューセッツにおける国王官吏の俸給や、評議会の任命といった地方的な問題を論じた箇所で明確になつてゐる。そこで彼は

次のような議論を展開している。即ち、もしも国王が、「植民地における彼の総督たちを、我々の同意なくして植民地において徴収され、国王に付与される収入によって「金銭的に」たっぷりと支援するならば」、そしてまた国王が、「植民地代議会の選挙から自由に」評議会を任命するのであれば、それらは「国王とこの植民地の人民との間の契約の完全な違反にあたり、従つて、この植民地における政治的統治の解体となる」のである。このようにラディカルな言説にもかかわらず、彼はなお、マサチューセッツ植民地議会が、「契約を回復するようにと国王に請う」請願を行うようにと推奨している。しかし、ジョン・クリーヴランドにおいては、統治の解体というロック的言語が、二つの異なった国家間の統治契約を含意しているのみならず、国王に対する抗議の文脈において用いられていることは注目に値する。

第二の例外的な著作物は、クリーヴランドとほぼ同時に、ジョセフ・グリーンリーフが「マティアス・スカエヴォラ」の筆名で、『ボストン・ガゼット』に書いたエッセイである。⁽⁴⁾ グリーンリーフは、国王を批判の対象としている点では、クリーヴランドよりはるかに直裁である。しかもグリーンリーフは、その国王批判を、明確

に植民地独立国家論に基づく「統治の解体」のレトリックで表現している。グリーンリーフは次のような議論から彼のエッセイを始めている。即ち、アメリカ植民地の最初の定住者たちは、「世界の特定部分で特定の土地を購入または征服し、「その土地を」耕作した」。本国・植民地関係は、「最初の植民定住者たちと、彼らが彼らの君主として認知した人物との間の契約」によつて成り立つたものに他ならない。そしてイギリス帝国は、もともとは独立的であったが、帝国の国王との契約によつて「相互に依存する」ようになつた「連合諸國家（confederate states）」によつて構成されている、としている。従つて、グリーンリーフによれば、

イギリスやアイルランドや「アメリカの」イギリス領諸植民地のいくつかの立法部は、完全に別個のものであつて、相互に全く独立的であり、それらの共通の君主への忠誠義務によつてのみ結びついているのでなければならない。そしてこの君主の公的な利害は、これら「諸部分」の繁栄であり、この君主の至高の義務にして不变の性向は、これら「諸部分の」共通にして差別のない保護である。

以上のように、帝国国家連合論に立つて、国王を本国・植民地間の闘争の全面に引き出した上で、次にグリーンリーフは、「国王の契約違反」によつて帝国の統治が解体した、と宣言する。即ち、国王が「統治の定まつた形態を変更しよう」としたり、「人民に起源を持たない法によつて支配しよう」とするならば、このよう企ては、

契約の違反であり、臣民を、戦争状態である自然の状態に再び回帰させるものである。「臣民をそのような状態に」回帰させようとする当事者は反逆「を行ふ」と言われてかまわないであろう。というのは、契約を破ることによって、彼は彼自身をもともとの自然状態に置くのであり、國家にたいする反逆者となり、臣民の忠誠義務を解消するからである。そして彼は「臣民が」委託した権力を取り戻したり、それを保持したり、あるいは適當と思うように再び委任する完全な自由の状態に「臣民を」置くことになるのである。

らの節で、政治的権力に対する臣民の反乱よりは、政治的権力による契約違反を「反逆」と定義しているのである。

統治の解体というロック的な言語が、こゝにおいては、国王が契約を破りつつあるとの認識の下に、ジョージ三世を攻撃するために用いられている。しかもこの抵抗権論は、植民地が国王との統治契約を通じてのみ、イギリス本国との相互関係を持つ、独立の政治体であるとする明確な前提に立つて提示されている。従つて、国王が契約を破りつつある限り、植民地人は独立諸国家として自然状態に回帰する権利を持つのである。一七七一年といふ早い段階で、なおきわめて例外的な事例においてではあるが、我々は、ラディカルなボストン人の新聞エッセイの中に、五年後の独立宣言に直接つながる抵抗のレトリックを見出すことができるるのである。

註

(1) この時期に「廷臣による陰謀」説を展開した興味深い著作物として、ロンドンで出版され、植民地でも広く読まれた次のパンフレットを参照されたい。Stephen Sayre, *The Englishmen Deceived; A Political Piece. Wherein Some* 節から一二一八節の議論を繰り返している。ロツクはこれ

very important Secrets of State are briefly recited... (London,

1768. Reprinted in New York, Salem, and Philadelphia [Pennsylvania Journal, August 25] in 1768). ジャーナルは「諷諭」の国際的な口火を取る形で書き込み、次のよハシナハ張つてゐる。即ち、アーヴィングの秘密の口火をハシナハを持つ多くの人のイギリスの廷臣が、彼らの私的の利益のためにイギリスやアメリカのイギリス人を騙して、フランスに隸属せしめられしる。そして、七年戦争後の新帝国政策は、必然的にアメリカのヨーロッパ方面を促進するに至る。だが、この政策は、フランス経済の利益のためにイギリスの通商に打撃を加へぬべく、これらのイギリスの廷臣たちによる密謀された政策に抱かれてる。
- (21) John Dickinson, *Letters From A Farmer In Pennsylvania* (Philadelphia, 1768), 16-17.
- (22) Anon., *The Power And Grandeur Of Great Britain, Founded On The Liberty Of The Colonie* (New York, 1768), 18-23.
- (23) William Hicks, *The Nature and Extent of Parliamentary Power Considered* (Philadelphia, 1768), ix ff. xiii ff.
- (24) John Tucker, *A Sermon Preached at Cambridge, Before His Excellency Thomas Hutchinson, Esq.* (Boston, 1771).
- (6) *Ibid.*, 13, 28ff.
- (7) *Ibid.*, 14-20.
- (8) *Ibid.*, 20.
- (9) *Ibid.*, 35ff. 画轟の轟轟と、「ボストン虐殺」の111年間の記念式典が行われた、8月8日ヤマハ・チャーチの次の
- 演説の参考文献を記す。 Benjamin Church, *An Oration, Delivered March Fifth, 1773...* (Boston, 1773), esp. 5-10.
- (10) The "Monitor," no. 3, in *Virginia Gazette* (Rind), March 10, 1768.
- (11) "Another LETTER from FREEMAN" in *South Carolina Gazette*, October 26, 1769.
- (12) ロバクが著した『反対の反対』の反対論の「第二回」 (2) 第二回、Second Treatise, secs. 212-222 を記したもの。
- (13) *Connecticut Gazette*, September 10, 1771.
- (14) *Pennsylvania Chronicle*, February 17, 24, and March 31, 1773.
- (15) *Boston Gazette*, December 9, 1771.
- (16) Simeon Howard, *A Sermon Preached To The Ancient And Honorable Artillery-Company, in Boston, New England, June 7th 1773...* (Boston, 1773).
- (17) *Ibid.*, 8.
- (18) *Ibid.*, 20.
- (19) *Ibid.*, esp. 32.
- (20) *Ibid.*, 14.
- (21) *Ibid.*, 38.
- (22) *Boston Gazette*, September 5, 1768.
- (23) *Boston Gazette*, January 27, 1772.
- (24) Boston, *A Short Narrative Of The horrid Massacre in Boston* (Boston, 1770), 45.
- (25) James Lovell, *An Oration Delivered April 2nd, 1771... To Commemorate the bloody Tragedy Of The Fifth of March,*

1770... (Boston, 1771), 18.

(26) *Ibid.*, 16.

(27) Pauline Maier, *From Resistance to Revolution: Colonial Radicals and the Development of American Opposition to Britain, 1765-1776* (New York, 1982), 198-227. 但し、尚む

二八・メチャーザー、ルーティナードが、リバー・ヘンダーソンの壁のトコロたる、「源初的」は革命的な (proto-revolutionary)」抵抗の譲諭の発生を、全体として叫ぶ點に誤認される。この点でリバー・イングリッシュ、ルーティナードは「ボブラー」だ。例外的に呼かれたのであつて、他の植民地もおこづか、他の辯護ではおだ、さればスカルトニカルな譲諭は既にねじきのや唐態である。

(28) *Georgia Gazette*, April 25, 1770.

(29) Samuel Adams as "A Chatterer" in *Boston Gazette*, August 13, 1770, in H.A. Cushing ed., *The Writings of Samuel Adams* (New York, 1906), vol. II, 36. Cf. Pauline Maier, *From Resistance to Revolution*, 211.

(30) John Allen, *An Oration, Upon the Beauties of Liberty, Or the Essential Rights of the Americans* (Boston, 1773), 17,

26. リバーハンプトン | リバーハンプトン | リバーハンプトン
ナレッジを叫ぶ。

(31) Ebenezer Chaplin, *Civil State compared to Rivers, all under God's control, and what People have to do when Administration is grievous* (Boston, 1773), 20. 例文 pp.7-12 と
統一する。

(32) *Ibid.*, 5.

(33) "A FRIEND TO THE CONSTITUTION" from the *Craftsman*, in *Boston Gazette*, October 12 and 19, 1767.

(34) 画様の図をもつて、次の段落を参照された。 "the Earl of Buchan," *New Hampshire Gazette*, October 14, 1768; "Britanicus," *Boston Chronicle*, July 17 and 20, 1769; the "Whisperer," no. 43, *Essex Gazette*, March 19, 1771.

(35) *Massachusetts Spy*, August 22, 1771.

(36) 同様の戰略を示した例として、*Connecticut Courant*, January 5, 1773. を参照された。

(37) *Massachusetts Spy*, August 27, 1772.

(38) *Massachusetts Spy*, July 23, 1772.

(39) 同様の図をみる *Boston Evening Post*, April 12, 1773 の黒記号のHをヤマの参照された。著者は、表面的にさ、「我々の田舎を毀滅する本国議院のおもむくに反対する」などと抵抗の自然権を提示してゐる。しかし、実際にはハチノヘの統督のみならず国王を批判の対象とする。

(40) *Essex Gazette*, March 26 and April 9, 1771 (reprint in *Boston Gazette*, April 8 and 22, 1771).

(41) *Boston Gazette*, March 4, 1771.